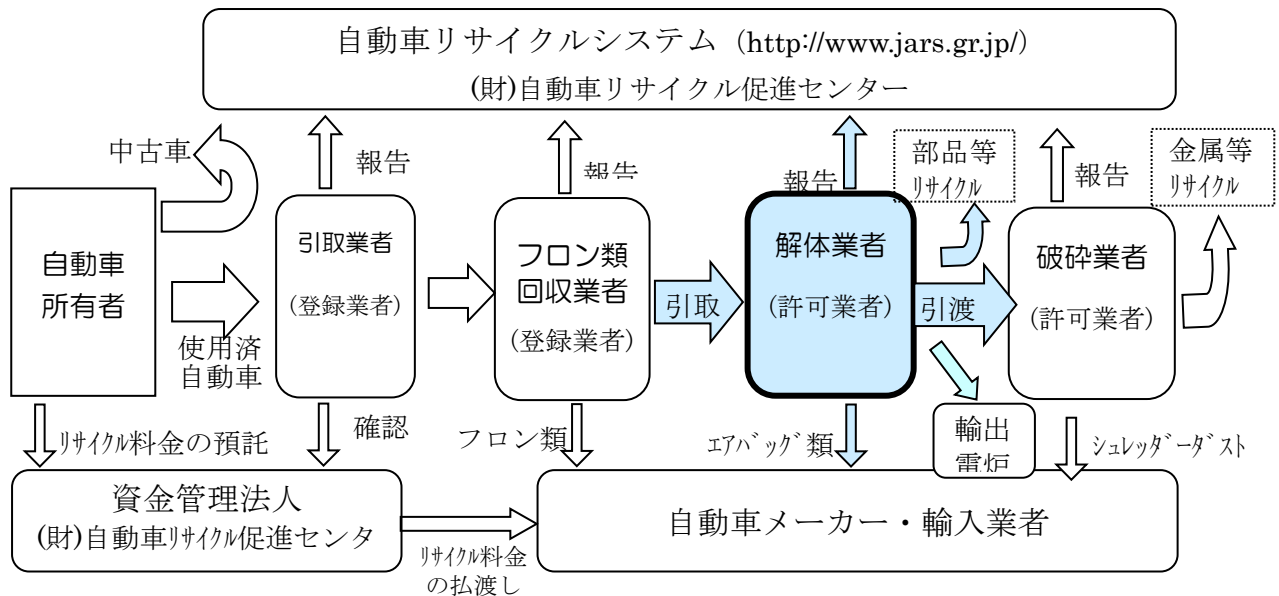


自動車リサイクル法の解体業者の方へ

1 自動車リサイクル法の基本的流れ



2 使用済自動車の解体を行うに際して

(1) 解体業の許可

使用済自動車の解体業を行うには、あらかじめ**知事の許可**が必要です。修理目的以外の分解・部品取り等は、使用済自動車の解体に相当し、許可が必要です。また、許可の期限は5年ですので、5年ごとに更新手続が必要となります。(法第60条)

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

知事の許可の他に、**自動車リサイクルシステムでの事業者登録**が必要です。

(3) 解体業者の主な義務

引 取 フロン類回収業者等からフロン類の回収が済んでいる使用済自動車等を引取る義務です。

エアバッグ回収 解体する際には、**エアバッグ類**を必ず取外し、自動車メーカー等（自動車再資源化協力機構、又は(財)自動車リサイクル促進センターの指定引取場所）へ引渡して下さい。

解 体 解体する際には、**バッテリー、タイヤ、廃油、廃液、蛍光灯**を必ず取外して下さい。また、その他、有用な部品や材料を取外し可能な限りリサイクルにまわして下さい。

環境対策・保管 使用済自動車や取外した部品は盗難されないよう良好に保管・管理し、**粉塵・汚水・廃油等の飛散・流出・地下浸透を防止する措置**をとって下さい。

引 渡 解体自動車（廃車ガラ）は、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉会社等及び輸出業者）に引渡します（全部利用者引渡の場合、引渡記録を5年間保存）。

報 告 引取、引渡の実績を車体一台ごとにインターネットにより自動車リサイクルシステムへ必ず報告（**移動報告**）をして下さい。(法第81条、82条)

3 掲示板の設置

事業所には必ず解体業者であることを示す掲示板を設置して下さい（掲示板の大きさは縦横60cm以上とし、①氏名又は名称、②許可番号、等を記載して下さい）。(法第65条)

問合せ先 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
審査担当（自動車リサイクル） Tel 03-5388-3571

使用済自動車の解体基準等について

エアバッグの回収・引渡し義務（法第16条第3項）

解体業者は、第一項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から指定回収物品を回収し、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該指定回収物品を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

※ 使用済自動車の解体を行う際には、指定回収物品（エアバッグ類）を必ず回収し、自動車製造業者等に引渡さなければなりません。回収したものを再利用したり、中古品として販売することも不可です。

自動車製造メーカー等の引取基準

エアバッグを自動車メーカー等に引渡す場合は、メーカー等の指定する引取基準に適合させた上で、指定取引場所へ引渡す必要があります。詳細は下記のホームページで確認してください。

- 自動車再資源化協力機構（JARP） <http://www.jarp.org/11/index.html#zaidan>
・・・主要メーカー・輸入業者19社により製造・輸入された自動車について
- （財）自動車リサイクル促進センター（JARC） http://www.jarc.or.jp/recycle/recycle_index.html
・・・上記以外の自動車について

再資源化に関する基準（施行規則第9条）

- 一号** 部品、材料その他の有用なものを回収することができるものと認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。
- 二号** 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル、水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。
- 三号** 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。
- 四号** 前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

※ 上記の部品を装着させたまま、有用な部品のみを取外し、他の業者に引渡すことは不可です。使用済自動車の解体・部品取りを行う限りは、再資源化に関する基準に準拠して上記の部品は必ず取外して下さい。